

本市における環境影響評価制度のあり方の検討について

1 環境影響評価制度のあり方の検討の必要性（背景）

■環境影響評価法の改正（平成 23 年 4 月 27 日）

法施行後 10 年以上が経過し、施行を通じて浮かび上がった課題や、社会情勢の変化に対応するため法が改正されたことから、法改正の趣旨を踏まえた環境影響評価制度のあり方の検討が必要

○主な改正内容

- ・計画段階配慮書の手続の新設
- ・方法書段階における説明会の開催の義務化
- ・環境影響評価図書電子縦覧の義務化
- ・環境保全措置等の公表等の義務化

■条例施行後の課題

条例施行後 10 年以上が経過し、制度運用面での改善の検討が必要

■福岡市環境審議会への諮問について

法 62 条の規定に基づき、法の趣旨を踏まえた環境影響評価制度のあり方を検討する必要があり、また、新たな手続を創設する必要があるため、条例制定時と同様に、福岡市環境審議会に諮問し、専門的な識見等から検討するため環境管理部会に付議したものの。

※法と条例の関係（法 62 条）

「地方公共団体は、当該地域の環境に影響を及ぼす事業について環境影響評価に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。」

2 主な検討内容

■法改正に伴う検討

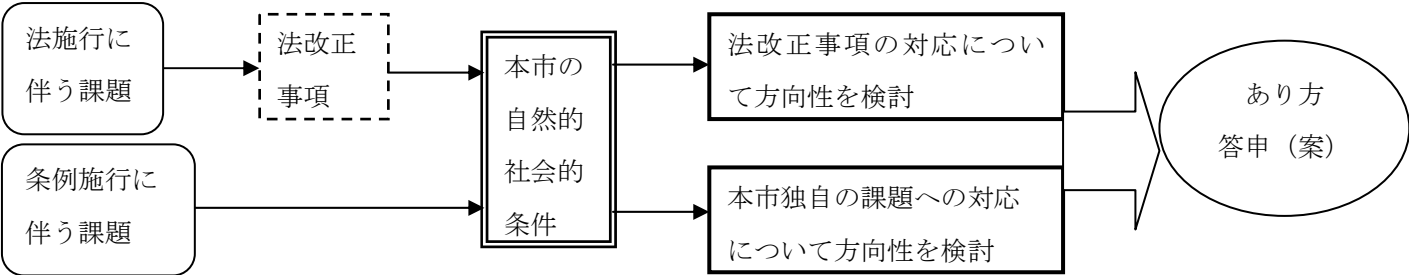
計画段階における環境配慮の手続の導入の必要性 など

■本市独自の検討

市民等からの意見聴取の改善 など

3 環境管理部会の進め方について

法及び条例施行に伴う課題に対して、本市の自然的・社会的条件をもとに検討し、対応の方向性についてとりまとめていくもの。



今後のスケジュール（案）

